

社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会事務処理規程

改正 平成 12 年 5 月 19 日 評議員会議案第 13 号
平成 13 年 3 月 13 日 理事会議案第 46 号
平成 14 年 8 月 28 日 理事会議案第 20 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）
第 7 条第 2 項による会長の権限に属する事務の処理について必要な事項を定めるもの
とする。

(会長の決裁事項)

第 2 条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規則及び規程等の制定改廃に関すること。
- (2) 予算の編成及び決算の調整に関すること。
- (3) 理事、評議員及び監事に関すること。
- (4) 職員の任免及び懲戒に関すること。
- (5) 職員の給与の決定。
- (6) 職員の特別休暇及び療養休暇等で連続 7 日以上 of 休暇に関すること。
- (7) 重要な事項の計画及び実施に関すること。
- (8) 1 件 1, 0 0 0 万円以上の支出負担行為の決定及び支出命令。
- (9) 予備費の充用に関すること。
- (10) 常務理事が専決する事項のうち、会長の決裁を要すると認めるもの。
- (11) 前各号のほか特に重要な事項に関すること。

(常務理事の専決事項)

第 3 条 常務理事の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 通知、照会、回答、報告、申請、証明等で特に重要なもの。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 職員の県外及び宿泊を伴う出張。
- (4) 予算の流用に関すること。
- (5) 1 件 1 0 0 万円以上の支出負担行為の決定及び支出命令。

(事務局長の専決事項)

第 4 条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の服務分担に関すること。
- (2) 職員の特別休暇及び療養休暇等で連続 7 日以内の休暇、並びに年次休暇で連続 7 日
以上の休暇に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務に関すること。
- (4) 職員が欠け又は出張、欠勤、休暇等のための臨時的職員の雇用に関すること。
- (5) 職員の県内出張。(宿泊を伴わない出張。)

- (6) 職員の扶養親族の認定。
- (7) 職員の住居手当、通勤手当及び勤勉手当額の決定。
- (8) 収入の調定に関する事。
- (9) 1件3万円以上100万円未満の支出負担行為及び1件100万円未満の支出命令。
- (10) 前号の規定に係わらず、予め決済を得た、給与、社会保険等の掛金負担金、退職手当積立金の負担金についての支出負担行為及び支出命令。
- (11) ISO9001規格によるサービス実施に関する事。
- (12) 財産の管理に関する事。
- (13) 軽易な通知、照会、回答、報告、申請及び証明等で特に重要なもの。
- (14) 会計事務に関する事。
- (15) その他事務局長において軽易と認められるもの。

(係長の専決事項)

第5条 係長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の年次休暇（7日以内）に関する事。
- (2) 職員の週休日及び勤務時間の割振り。
- (3) 職員の代休日の指定。
- (4) 1件3万円未満の支出負担行為に関する事。
- (5) その他係長において軽易と認められるもの。

(代決処理)

第6条 会長が不在のときは、定款第7条第3項に定める順位により副会長が、会長及び副会長が不在のときは常務理事が、会長、副会長及び常務理事が不在のときは、事務局長が、その事務を代決する。

2 常務理事が不在のときは事務局長が、常務理事及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは、その事務を主管する係長がその事務を代決する。

第7条 前条の規定により代決した者は、その代決した事務について特に必要があると認めるものについては、決裁権者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月19日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成14年9月1日から施行する。